

上尾市通訳翻訳ボランティア設置要綱

〔令和元年 5月16日〕
〔市長 決 裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する外国人に対し、外国語での行政サービスを提供するために設置する、通訳又は翻訳に協力する者（以下「通訳翻訳ボランティア」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 通訳翻訳ボランティアは、市の依頼に基づき、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の窓口等で行う通訳又は翻訳に関すること。
- (2) 災害時に行う通訳又は翻訳に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(通訳翻訳ボランティアの要件)

第3条 通訳翻訳ボランティアは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する18歳以上の者であること。
- (2) 外国語から日本語及び日本語から外国語への通訳又は翻訳ができること。
- (3) 日本の国籍を有しない者である場合にあっては、在留資格を有すること。
- (4) この要綱の趣旨を理解することができる者であること。

(通訳翻訳ボランティアの登録)

第4条 通訳翻訳ボランティアとして活動しようとする者は、上尾市通訳翻訳ボランティア登録（変更・更新）申請書（別記様式。第6条において「申請書」という。）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定により通訳翻訳ボランティアとして登録を受けた者（以下「登録者」という。）の当該登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

(登録名簿の作成及び保管)

第5条 市長は、登録者の情報を、通訳翻訳ボランティア登録者名簿に掲載

し、保管するものとする。

(登録の変更及び更新)

第6条 登録者は、登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに申請書を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、第4条第2項に規定する登録の有効期間の満了後引き続き通訳翻訳ボランティアとして活動しようとするときは、登録の有効期間の満了前までに申請書を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通訳翻訳ボランティアの登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

(1) 登録者から辞退の申出があったとき。

(2) 登録者と連絡が取れない等、今後の第2条各号に掲げる活動（以下「活動」という。）が不可能となったとき。

(3) 通訳翻訳ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(活動方法)

第8条 市長は、外国語での行政サービスの提供をする必要が生じたときは、通訳翻訳ボランティア登録者名簿に掲載された登録者のうちから適当と認める者に対し、通訳又は翻訳を依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた登録者は、当該依頼に基づき活動を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 通訳翻訳ボランティアは、活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。登録の有効期間が満了し、又は登録が取り消された後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通訳翻訳ボランティアに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。